

## 第9回会議「重大再犯防止のための指導監督のあり方について」

### 取りまとめ

- 保護観察対象者による再犯，取り分け，国民の生命身体等に重大な危害を及ぼす重大再犯事件を防止するため，対象者の抱える問題性を分析し，重点的に保護観察を行うべき対象者を的確に選択する基準を策定し，その基準に該当する場合には，保護観察官による接触頻度を高めて対象者の生活実態を適切に把握するとともに，対象者の問題性に応じ，性犯罪，覚せい剤事犯，問題飲酒等に対する処遇プログラムを実施するなど，保護観察官による直接的関与を強めた濃密な保護観察を実施するべきである。

これを効率的に進めるため，保護観察所の規模や事件数等に応じて，保護観察所に特別処遇部門を設けることとすべきである。

- 近時の重大再犯事件の相当数が所在不明中の保護観察対象者によって犯されていることなどを踏まえ，所在不明となっている保護観察対象者を，適切に調査・発見し，仮釈放の取消し等の所要の措置をとることができるようにするため，例えば，各観察所の実情に応じて，所在不明者調査のための専門部門を設置するなど，その対策を強化すべきである。
- 保護局においては，処遇プログラムや特別処遇部門等の導入による再犯率等の変化，所在不明者の数や割合の推移等を調査し，その結果を公表するなど，上記施策の成果を適切に評価し，広報するための措置を講ずるべきである。